

平成30年度 第5回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 平成30年度第5回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 8月6日(月) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第8 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員(18名)

2番	石川 有利	3番	星川 安徳
4番	横尾 昇	5番	押条 和司朗
6番	篠原 義尚	7番	鈴木 俊一
8番	武村 美枝子	9番	妻鳥 和美
10番	高橋 博	11番	坂上 宏
12番	尾崎 靖雄	13番	鈴木 博美
14番	高橋 藤信	15番	辻 政春

16番 河村 薫

17番 齋藤 伊勢子

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

1番 大西 嘉一郎

出席農地利用最適化推進委員(20名)

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悦男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

12番 高橋 功

14番 三好 忠行

15番 河村 一碩

16番 合田 篤夫

17番 鈴木 一郎

19番 加地 照男

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(5名)

1番 脇 純樹

8番 鎌倉 静夫

11番 石川 修平

13番 立川 貞美

18番 真鍋 義孝

出席した職員

事務局長 曾我部 和司

次 長 大西 唯文

係 長 岡田 昇

係 長 河村 由美子

係 長 石川 考太

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。暑いというよりも息苦しい季節となっております。7月の集中豪雨からちょうど1ヶ月になります。広島県、岡山県、また愛媛県におきましては、御存知のように非常に甚大な被害が発生して毎日テレビ等で放送されております。200人以上の方が亡くなり、まだ行方不明の方が数名いらっしゃるということで、ニュースを聞く度に心が痛む思いであります。そういう中で復旧に一生懸命頑張っておられます被災地の皆さんへは、1日も早い復旧を、犠牲になられた方々へは謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。この集中豪雨の災害もひとつ間違えれば、四国中央市で発生しても不思議でなかったというようなことで、我々も日頃から準備しておかないといけないなと思っております。暑い中、復旧に頑張っています被災者の皆さん、またボランティアで参加しておられる方へは本当に頭の下がる想いです。四国中央市農業委員会において、何かしらの支援ができればなどの思いでおりましたところ、愛媛県農業会議から義援金の要請といえますか協力ということでのお話が来ております。それについては、事務局からどういうふうに行うかを説明していただきますが、何らかの支援ができたかと私自身思っております。鋭意、ご協力方、お願いいたします。それでは、これについて事務局から引き続き、説明していただきますのでよろしくお願い致します。

局 長 会長からお話のありました義援金についてですが、前の熊本地震の時も全国農業会議所から各農業委員会に対して、義援金の要請がありました。今回についても全国的に募金の要請があるのですが、その中で全国農業会議所については被災県である広島県、岡山県、愛媛県については当事県ということで、要請の中には入っておりません。愛媛県農業会議で検討した中で、被災県であります、農業委員会組織としては県内の被災地に対して一定の援助をしていきたいという意向もありまして、各農業委員会で検討してくださいという要請がありましたので、会長とも相談検討したのですが、1口千円の義援金ということで、互助会費から一人千円ずつ支出をさせていただいて

義援金として送金させてもらうということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

局長 それでは、お預かりしている互助会費の中から千円ずつ義援金として支出をさせていただくということで処理をいたします。よろしくお願いいたします。

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、1番 大西嘉一郎委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員、8番 鎌倉 静夫委員、11番 石川 修平委員、13番 立川 貞美委員、18番 真鍋 義孝委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、3番 星川 安徳委員、19番 石川 武将委員を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 考太君。

石川係長 受付番号66番を議案書により報告



議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号48、川滝町領家の田7筆・畑5筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻、果樹を栽培されるそうです。受付番号49、中曽根町の宅地3筆については、譲受人は農地所有適格法人であります。事業継承の円滑化、また、既存鶏舎の維持・管理をするためです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。現在、採卵鶏の飼育、鶏卵・鶏糞の販売をされています。受付番号50、豊岡町大町の畑1筆については、所有地に近隣しており耕作便利のためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号51、土居町上野の畑4筆については、祖父からの贈与ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。シキミを栽培されるそうです。受付番号52、土居町上野の田2筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号53、土居町北野の田1筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号54、土居町津根の田1筆については、増反し経営の安定を図るということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号41については前回総会の保留案件です。譲受人が所有している津根干拓の2筆の内、1筆は隅に水稻・里芋を栽培しており、もう1筆は何も作っていない、草が生えているとのことで、かなり前から使用していない状態で経営の安定を図れるのかどうか疑問であり、許可するのなら耕作してからということで、いご指摘を受けました。現状は変わっていない、1筆は農地の隅に水稻・里芋を栽培しており、残りの部分は保全管理の状態で、もう1筆は保全管理の状態です。なお、申請事由については変更となりますが、今回取得する農地について耕作者がいないため、営農を継続するために取得するという事です。条件第1号から第7号までにつ

いては問題ありません。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号48番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 49番

委 員 異議ありません。

議 長 50番

委 員 異議ありません。

議 長 51番

委 員 51番、52番異議ありません。

議 長 53番

委 員 異議ありません。

議 長 54番

委 員 異議ありません。

議 長 前回保留としていました、41番

河村委員 41番については、前回120アールの経営面積の内、半分の60アールが保全管理で遊ばしている中で経営の安定を図るというのはどうかということで保留にしていたのですが、近隣に迷惑のかけない程度の保全管理をしているということで認めるということで良いと思うのですが、申請の事由は経営の安定を図るためではなく、近隣所有地に近く耕作便利のためと書き換えていただいた方がいいのではな

いかと思いますのでどうでしょうか。

局長 申請人と協議して書き換えていただくようにいたします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。受付番号4、妻鳥町の案件について、申請人、〇〇 〇〇は、高齢化の進行に伴い、住居の形も多様化し、高齢者でも居住できる賃貸物件の必要性も高まって来ると考えての賃貸共同住宅の建設です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議長 受付番号4番 質疑ありませんか。

横尾委員 申請人の〇〇〇〇さんは81歳の高齢になりまして、息子さんとも相談し、農業をしないということでこの申請が出てきております。止むを得ないと思います。



議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号84、川之江町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地分譲造成です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号85、上分町の案件について、受人は医療法人として病院を運営していますが、職員及び外来患者の駐車スペースが不足しているため、申請地を借り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、医療法人〇〇〇理事長、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号86、上分町の案件について、受人は医療法人として病院を運営していますが、職員及び外来患者が増えたため、駐車スペースが不足してきたことから申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、社会医療法人〇〇〇〇〇理事長、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号87、88、柴生町の案件について、関連がありますので、一緒にご説明いたします。受人は現在、賃貸マンションに居住しておりますが、家族が増えたことにより手狭となったため、87番については、申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び進入路建設、88番については、申請地を譲り受けての進入路建設です。受人、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号89、柴生町の案件について、受人

は現在賃貸マンション住まいですが、家族が増えたことにより手狭となったことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。なお、すでに一部造成されておりますが、始末書は出ています。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号90、柴生町の案件について、受人は申請地に隣接する農地へ進入できる道が狭いため、農機具の出し入れに困惑していたため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の農地への進入路建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号91、中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地域内で住宅用地を希望するお客様が多いにも拘らず提供物件が無いため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号92、土居町上野の案件について、受人は現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号93、土居町小林の案件について、受人は現在賃貸マンション住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから、申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号94、土居町津根の案件について、受人が役員を務める会社が事業拡大により倉庫が不足しているため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸倉庫建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号95、土居町津根及び野田の案件について、受人は運送業を営んでおり、事業拡大により従業員及び所有するトラックが増え駐車スペースが足りなくなったため、本社に近接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号84番

委員 異議ありません。

議長 85番

委員 85番、86番異議ありません。

議長 87番

委員 87番から90番異議ありません。

議長 91番

委員 異議ありません。

議長 92番

委員 異議ありません。

議長 93番

委員 異議ありません。

議長 94番

委員 94番、95番異議ありません。

議長 ほかに何か質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地



利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。  
(石川係長、受付番号113番～120番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号121番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号113番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 114番

渡邊推進委員 新規就農者ということでヒアリングを行いました。本人は71歳で農業について将来的にこうしたい、ああしたいと熱弁されており、本人の仕事の関係で息子さんが一緒にするというでもありますので、異議ありません。

議 長 115番

委 員 115, 116, 117番異議ありません。

議 長 118番

委 員 異議ありません。

議 長 119番

委 員 異議ありません。

議 長 120番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号121番の再設定について、質疑はありませんか。



議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号13番～14番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号13番、質疑はありませんか。

薦田推進委員 止むを得ないと思います。

議、長 14番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君

岡田係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。受付番号6番、個別除外の案件です。申請者、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇は金生町山田井で紙加工業及び販売業を行っており、地球温暖化防止に向けた商品や生活に身近な商品の開発に取り組んでいます。中でも、主力である衛生用品の業績好調に伴い、受注が増加し、既存施設では生産が追い付かなくなり、今後も市場の需要増加に 대응するため、新たに加工場の建設を計画しました。また、金生工場の近くに借りている駐車場の契約解除の申し出があり、早急に駐車場を確保する必要が生じたため、それぞれ申請地等、複数検討しましたが、他に適地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号7、個別除外の案件です。申請者、〇〇〇〇は、現在借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭となり、住宅を構える必要がありますが、申請者及び申請者の実家も土地を所有しておりません。申請者夫婦は共働きのため、子供を妻の実家で見てもらえるよう、妻の実家の近隣で妻の父が所有する土地を借り受けて住宅建設を計画できるよう申請地を含め数筆検討しましたが、他に適地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号6番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

委 員

委 員



上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

星川安徳

委 員

石川 武将